

第1章

本市の概況

- 1-1 本市の特性
- 1-2 地域別の状況
- 1-3 上位・関連計画の方向性

第1章 本市の概況

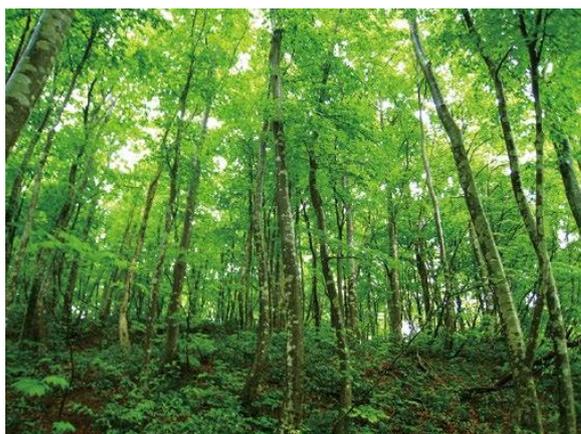
1-1 本市の特性

1-1-1 位置及び地勢

本市は、新潟県の最西端に位置し、南は長野県、西は富山県と接しています。

現在の市域は、明治21年6月の内務大臣訓令により、それまで自然の集落を基礎としていた小規模な町村が集約され、明治34年に3町15村となった区域が基本となっています。昭和28年には、町村合併促進法が施行され、糸魚川市、能生町、青海町が誕生しました。そして、平成17年3月19日、糸魚川市、能生町、青海町が合併し、新「糸魚川市」が誕生しました。

市域には、中部山岳国立公園と妙高戸隠連山国立公園、親不知・子不知県立自然公園、久比岐・白馬山麓県立自然公園を有し、海岸、山岳、溪谷、温泉など変化に富んだ個性豊かな自然に恵まれています。また、森林資源やヒスイ・石灰石等の鉱物資源や水資源など地域資源が豊富で、フォッサマグナについては日本列島生誕の謎を秘めた世界的な学術資源となっています。



市の木 ブナ



市の花 ササユリ



市の鳥 カワセミ



市の石 ヒスイ

図1-1-1 糸魚川市の木・花・鳥・石

1-1-2 人口・世帯数

(1) 人口・世帯数

- ・令和2年時点の本市の人口は40,765人、世帯数は16,442世帯となっており、減少傾向が続いています。
- ・国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の将来人口は、減少傾向が続くと予測されています。

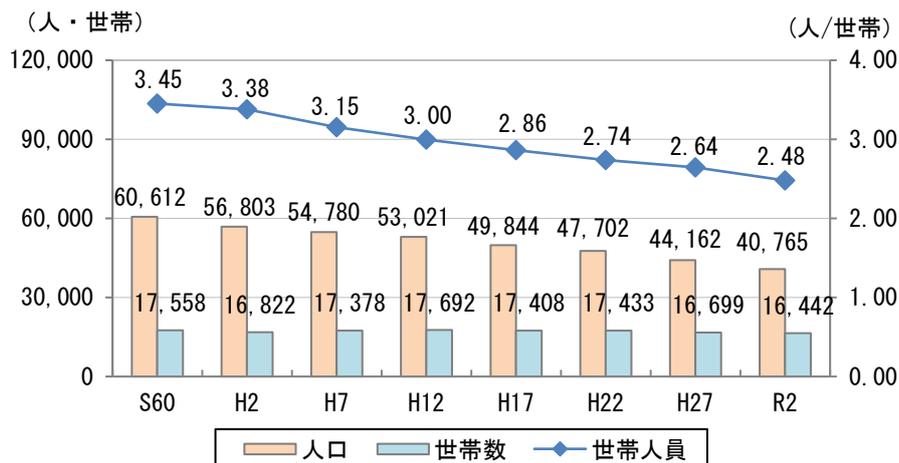


図1-1-2 人口・世帯・世帯人員の推移（出典：令和2年度国勢調査）

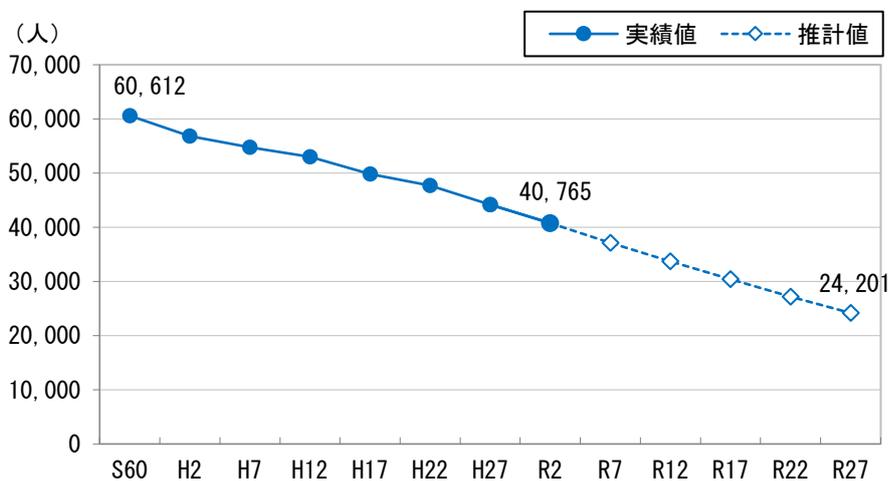


図1-1-3 人口予測（R7以降は推計値）

〔 出典：令和2年までは国勢調査、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計値『日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）』 〕

(2) 年齢構成

- ・本市の高齢化率は令和2年時点で40.2%となっており、全国平均(28.0%)、新潟県平均(32.5%)よりも高い水準となっており、経年的に増加傾向となっています。
- ・国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の高齢化率は今後も増加し、約25年後(令和27年)には人口の約半数が高齢者という高齢社会になると予測されています。

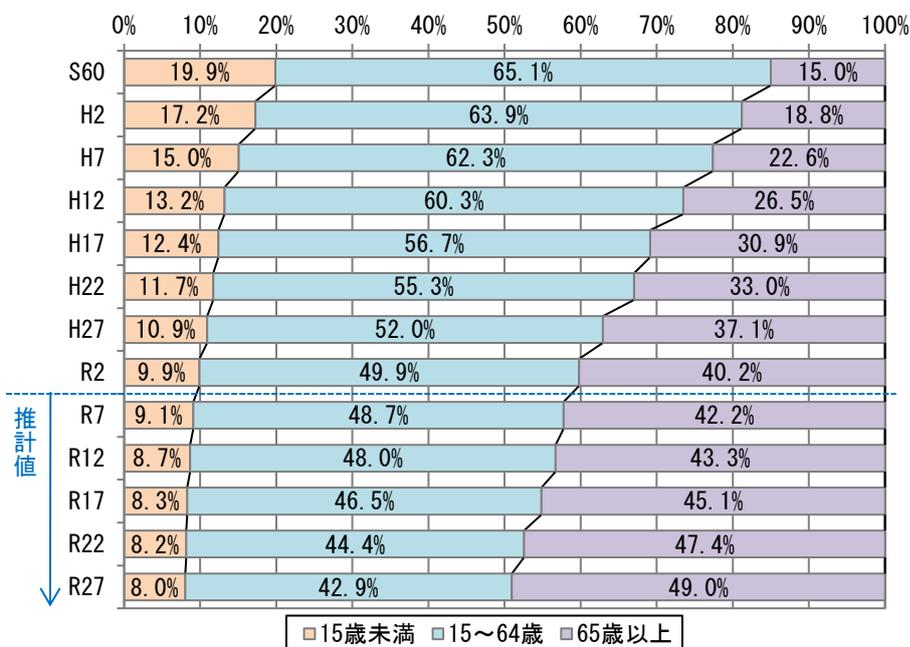


図1-1-4 年齢階層別人口(R7以降は推計値)

〔出典：令和2年までは国勢調査、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計値『日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)』〕

(3) 障がい者数

- ・本市の障がい者数は、近年では2,100~2,300人台で推移しています。
- ・内訳をみると、「肢体不自由障害」が約5割、「内部障害」が約3割を占めています。

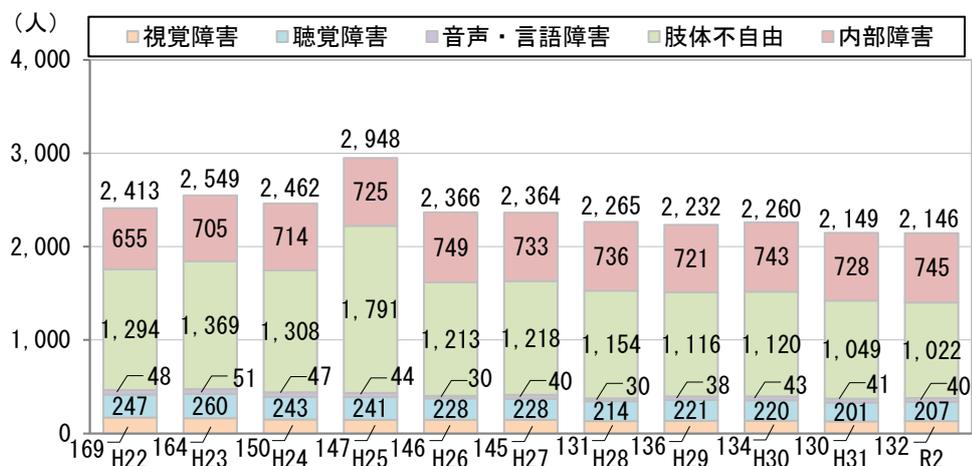


図1-1-5 身体障害者手帳交付状況(出典：本市調べ 各年4月1日現在)

1-1-3 交通の状況

(1) 歩道の整備状況

- ・市内の市道の実延長（842,515.6m）のうち、歩道が設置されている実延長は 39,084.0m（4.6%）となっており、新潟県平均値（13.0%、道路統計年報 2020）を下回っています。

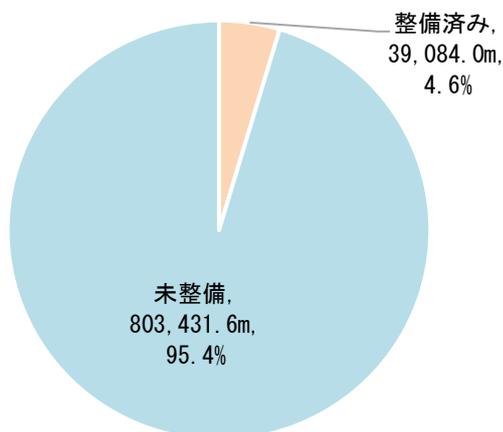


図 1-1-6 歩道の整備状況（市道のみ、令和 3 年 4 月 1 日時点）（出典：本市調べ）

(2) 鉄道

- ・市内で最も利用者数の多い糸魚川駅の一日当たりの平均的な利用者数は、1,512 人（令和 2 年時点）となっており、新型コロナウイルス禍で利用者数が減少しています。
- ・その次に多いのは能生駅（508 人）、次いで青海駅（236 人）と続いています。

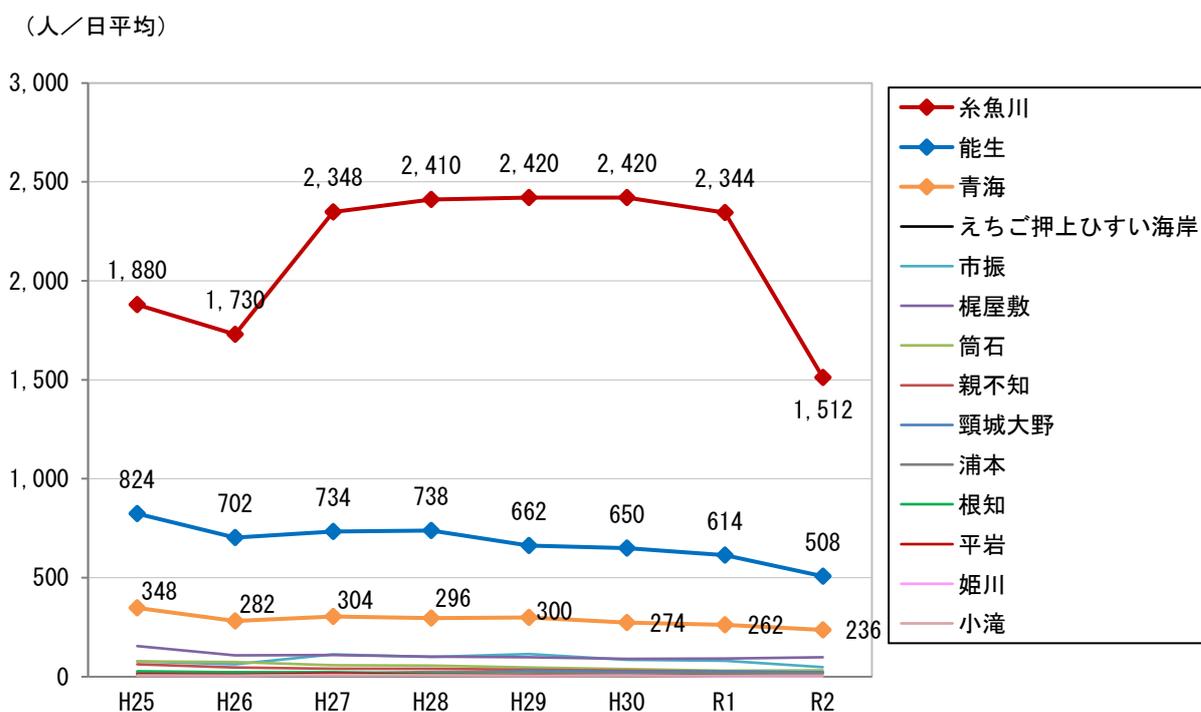


図 1-1-7 一日当たりの平均的な利用者数の推移（出典：統計いといがわ）

※「一日当たりの平均的な利用者数」は、JR発表の「一日平均旅客乗車人員」を 2 倍にして算出。

(3) バスの利用状況

- ・市内では、17 路線が運行しています。
- ・一日当たりの平均的な乗車人員は、825 人（令和 2 年時点）となっており、緩やかな減少傾向となっています。
- ・地域別では、糸魚川地域のバス路線網が充実しています。

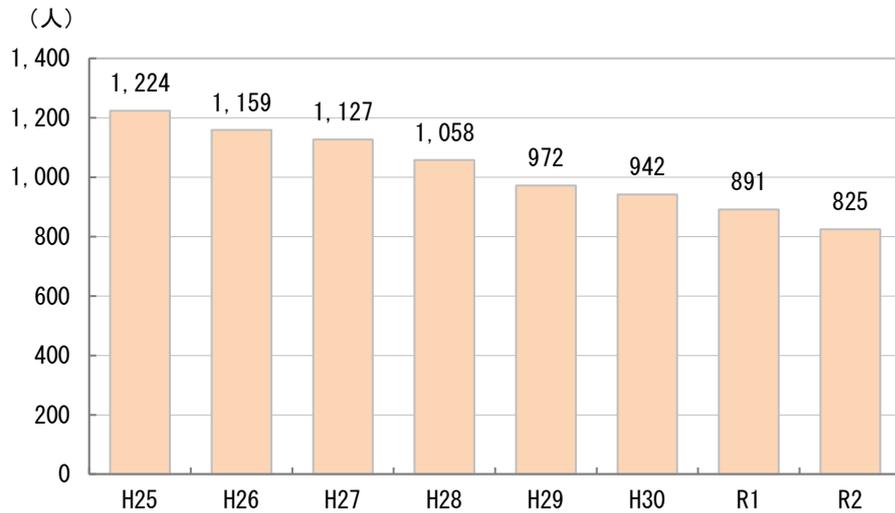


図 1-1-8 バスの 1 日平均乗車人員（出典：統計といがわ）



図 1-1-9 市内バス路線図（出典：市ホームページ）

1-2 地域別の状況

市内3地域（糸魚川地域、能生地域、青海地域）の状況を整理します。

(1) 地域別の人口・世帯数

- ・糸魚川地域の規模が最も大きく、市全体の約6割を占めています。
- ・能生地域と青海地域は、ほぼ同規模となっており、市全体の約2割ずつを占めています。
- ・3地域とも人口は減少傾向、世帯数はほぼ横ばいとなっています。

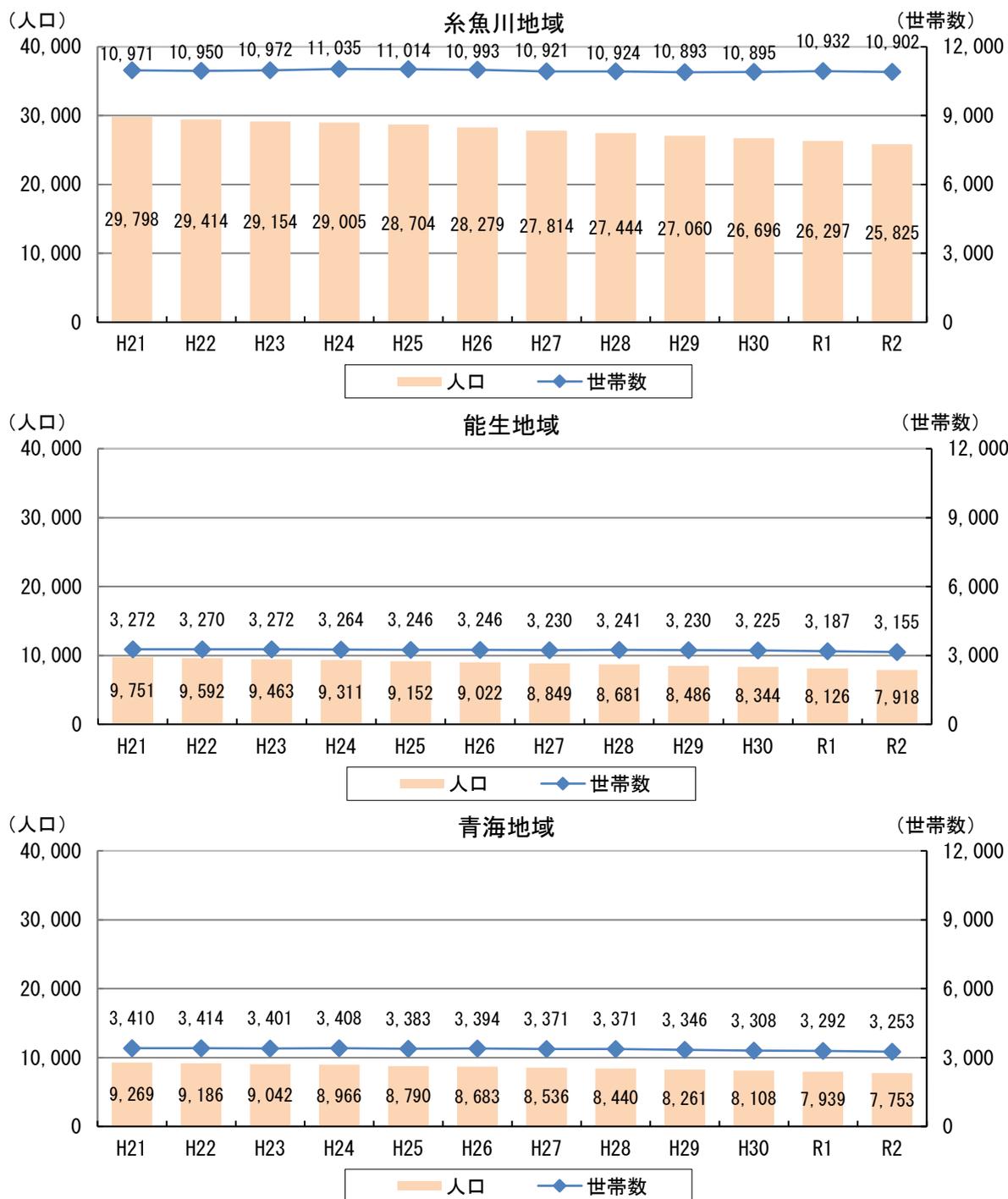


図1-2-1 地域別の人口・世帯数（平成24年以降は外国人を含む）
（出典：住民基本台帳 各年10月1日現在）

(2) 地域別の年齢階層別人口

- ・ 高齢化率は、糸魚川地域のみ市平均を下回っています。
- ・ 能生地域と青海地域の高齢化率は、ほぼ同程度となっており、市平均を上回っています。

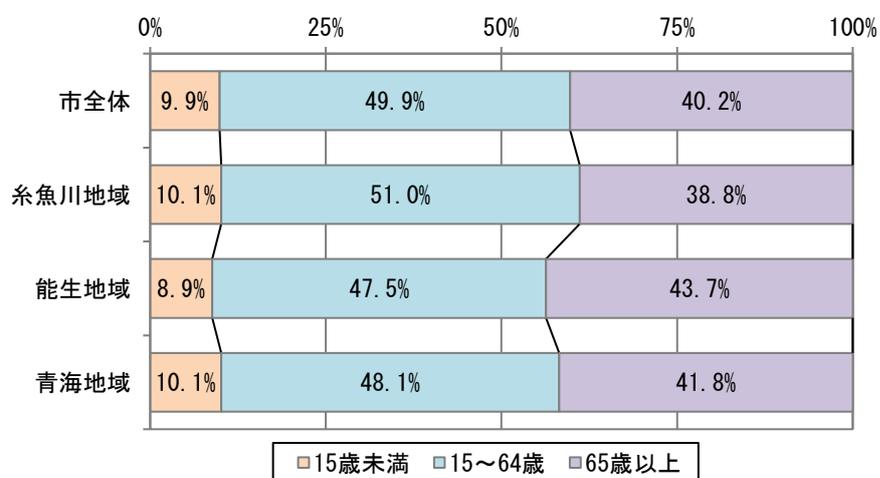


図 1 - 2 - 2 地域別の年齢階層別人口 (出典：令和 2 年度国勢調査)

1-3 上位・関連計画の方向性

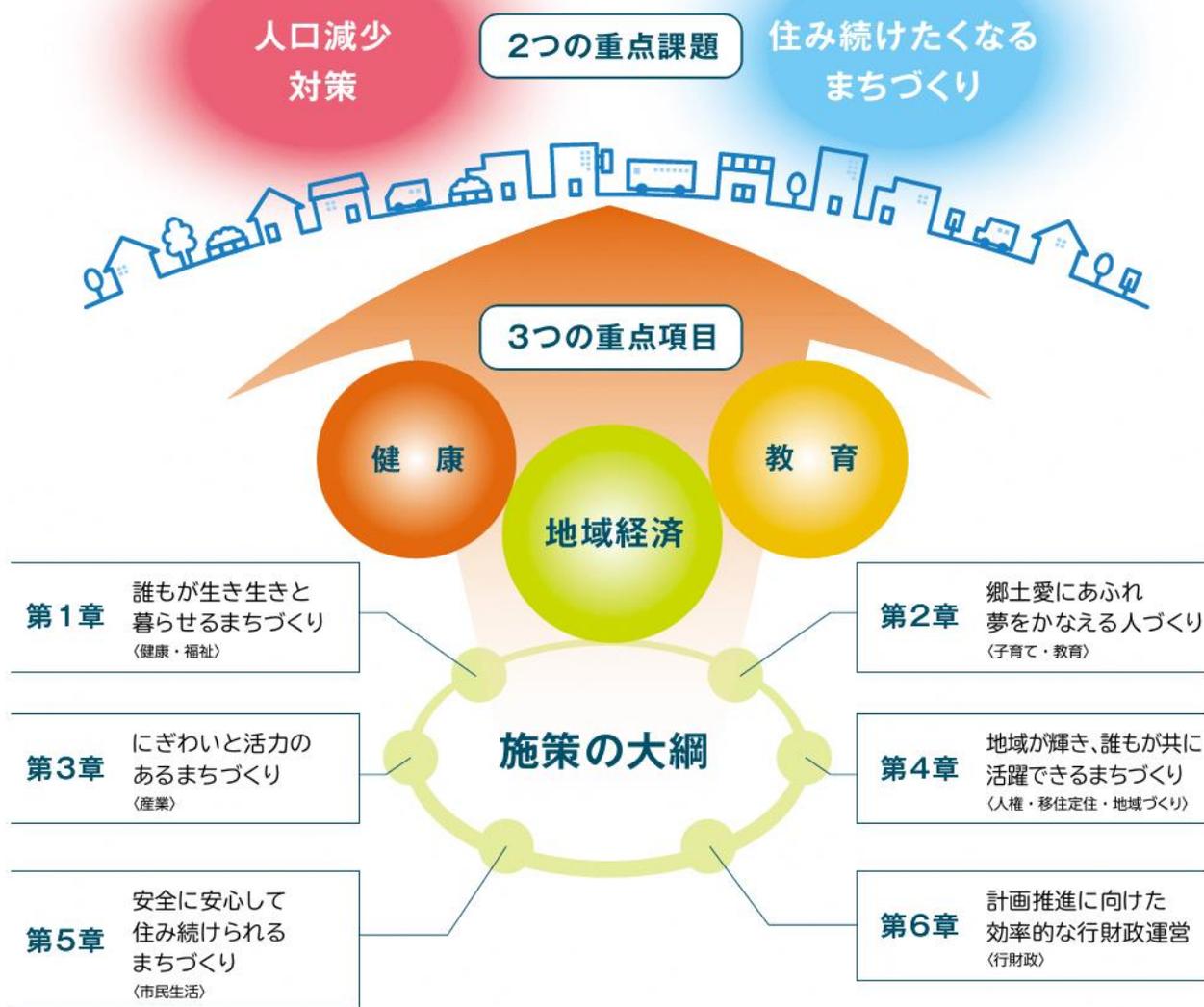
1-3-1 第3次系魚川市総合計画

(令和4年3月 改訂)

目標とする都市像

みどりの交流都市 さわやか すこやか 輝きのまち

翠の交流都市 さわやか すこやか 輝きのまち
持続可能なまちづくり



都市づくりの理念

豊かな自然に包まれた、市民が安全に安心して暮らせる^{みどり}翠の交流都市づくり

都市づくりの目標

- ①豊かな自然に包まれた集約型都市を目指したまちづくり
- ②市民が安全で安心して住み続けられるまちづくり
- ③翠の文化を未来へ繋ぐ交流と協働によるまちづくり

■将来都市構造

既存市街地ゾーン

- ・糸魚川地域…本市の中心としての魅力を高めるとともに、様々な都市機能を集約したコンパクトなまちの中で、利便性の高い地域へ住宅等を誘導し、暮らしやすいまちづくりを進めます。
- ・能生地域及び青海地域…生活に必要な都市機能を集約したコンパクトなまちの中で、暮らしやすいまちづくりを進めます。

農地・集落ゾーン

- ・住み慣れた集落地で快適に暮らせるような環境を維持するとともに、必要な生活サービス機能がある生活拠点をつくります。

山間地・集落ゾーン

- ・住み慣れた集落地で快適に暮らせるような環境を維持するとともに、必要な生活サービス機能がある生活拠点をつくります。

都市間十字型連携軸

- ・三大都市圏、環日本海交流圏などの交流を拡大するとともに、本市の魅力発信による産業や観光の振興を図るため、広域的なネットワークを強化します。

都市内連携軸

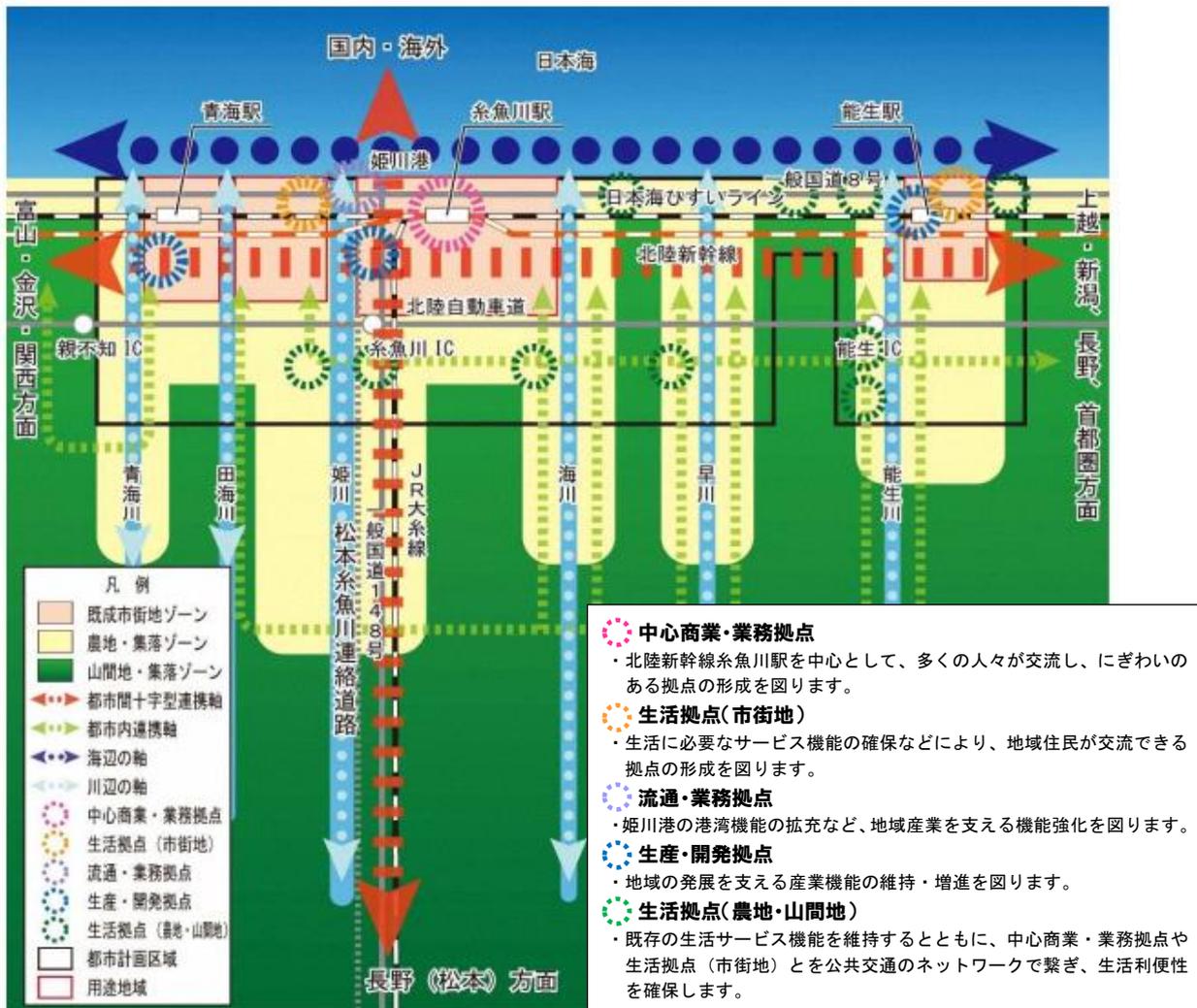
- ・道路・交通網として都市間十字型連携軸と合わせて本市の骨格を形成し、市街地や集落間の連携強化、まちの一体化を図ります。

海辺の軸

- ・海岸沿いの良好な自然環境・景観を保全するとともに、高波や波浪などの災害に備えた防災対策を強化します。

川辺の軸

- ・緑豊かな山々と一体となった、河川沿いの良好な自然環境・景観を保全するとともに、洪水などの災害に備えた防災対策を強化します。



バリアフリー関連の主な方針

都市施設の 整備方針

■道路・交通体系の整備方針

・【市内バスネットワーク】

乗り換え拠点をはじめとするバス停周辺の施設整備や、バリアフリー化等の検討を進めます。

・【その他】

歩行者や自転車利用者が安全に安心して交通できるように、歩行空間のバリアフリー化や自転車交通空間の確保などを図ります。

■公園・緑地の整備方針

・【公園・緑地等】

既設の公園・緑地については、必要に応じてトイレ・遊具などの施設の更新を図り、利便性の向上や安全性の確保に努める他、地域住民の理解と協力のもと、維持管理を行います。また、高齢者、障がい者等に配慮したバリアフリー化等を図ります。

まちづくりの方針

“若者・子育て世代が快適に暮らせる中心市街地づくり”

中心市街地での魅力的な都市機能の集約と快適な住環境の整備により、若者や子育て世代が増えることで、高齢者も含めた多様な世代が集い、交流し、安心して住み続けられる中心市街地の形成を目指します。

誘導区域の設定

＜都市機能誘導区域の設定＞

- ・“若者・子育て世代が快適に暮らせる中心市街地づくり”を実現するための区域として、糸魚川駅周辺を中心拠点として位置づけます。
- ・駅南側についても、利便性を活かした都市機能の誘導を図るため、区域を設定します。
- ・能生・青海地域は、公共交通の効率性と利便性の向上等によって糸魚川地域との連携を強化し、日常生活上必要な機能の維持を図ります。

＜居住誘導区域の設定＞

(糸魚川地域)

- ・糸魚川駅及び押上新駅を中心とした半径800mの範囲内とします。
- ・(都)中央大通り線の沿道の範囲とします。

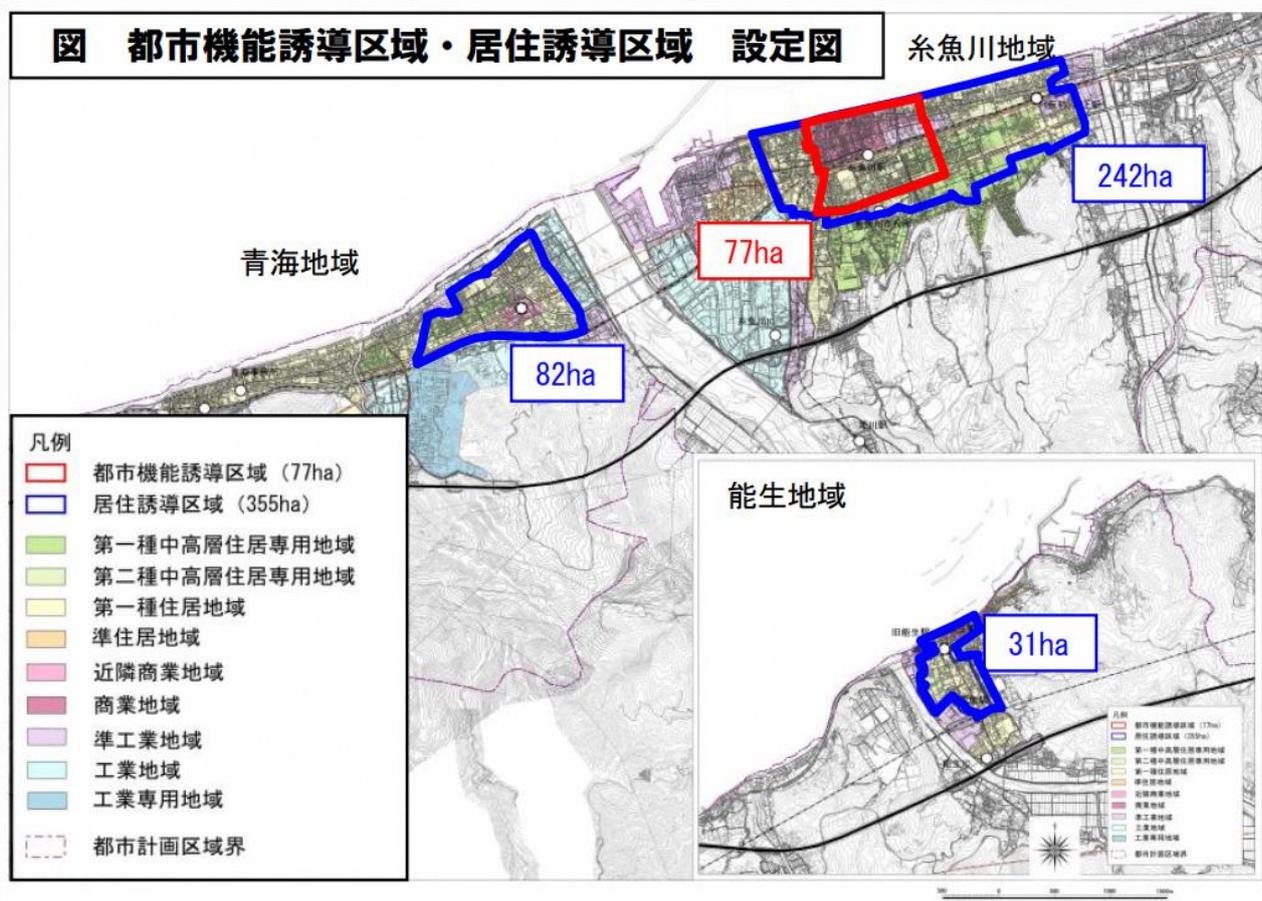
(能生地域)

- ・能生駅を中心とし、半径800mの範囲内とします。
- ・鉄道以北において設定します。
- ・旧能生駅を中心とし、半径500mの範囲内とします。

(青海地域)

- ・糸魚川地域との移動利便性が高く、人口の減り方が少ない須沢南交差点周辺において設定します。
- ・土地区画整理事業区域を基本とします。

図 都市機能誘導区域・居住誘導区域 設定図



目指す姿

市民、交通事業者、市が協働し、地域の実情に即した持続可能な地域公共交通

実施方針

- 実施方針①** 交流人口の拡大や地域活性化に役立つ「まちづくりと連携した地域公共交通網」
実施方針② 鉄道とバスネットワークの「適切な役割分担による効率的な地域公共交通網」
実施方針③ JR大糸線と沿線の魅力をつなぎ、「海と山の交流を盛り上げる地域公共交通網」
実施方針④ えちごトキめき鉄道の新駅設置により、「新たな需要を掘り起こす地域公共交通網」
実施方針⑤ バスネットワークの再編により、「持続可能性の高い地域公共交通網」
実施方針⑥ 豊富な観光資源の活用により、「観光客等来訪者の需要を喚起する地域公共交通網」
実施方針⑦ 長岡・新潟方面等へのアクセス利便性を高め、「高次都市機能を楽しむ地域公共交通網」
実施方針⑧ 安全・安心・快適に利用でき、市民、交通事業者、市が「主体的に利用促進し育む地域公共交通網」

バリアフリー関連の主な方針

実施方針⑧
安全・安心・快適に利用でき、市民、交通事業者、市が「主体的に利用促進し育む地域公共交通網」

■乗りやすく、乗りたくなる車両の導入・更新

【バス・タクシー車両のバリアフリー化】

- 路線バス車両の低床小型化を図るため、ワンステップバスまたはノンステップバスへの更新を促進します。
 - ・ワンステップバス現状6両→計画11両以上
 - ・ノンステップバス現状3両→計画3両以上
- タクシー車両のバリアフリー化を図るため、高齢者や妊産婦、子供連れ、そして車いすの方（車いすのまま乗車することを想定）など誰もが利用できるユニバーサルデザイン構造をもった車両の導入を促進します。
 - ・福祉タクシー現状1両→計画1両以上
 - ・ユニバーサルデザインタクシー（※8）現状0台→計画1両以上

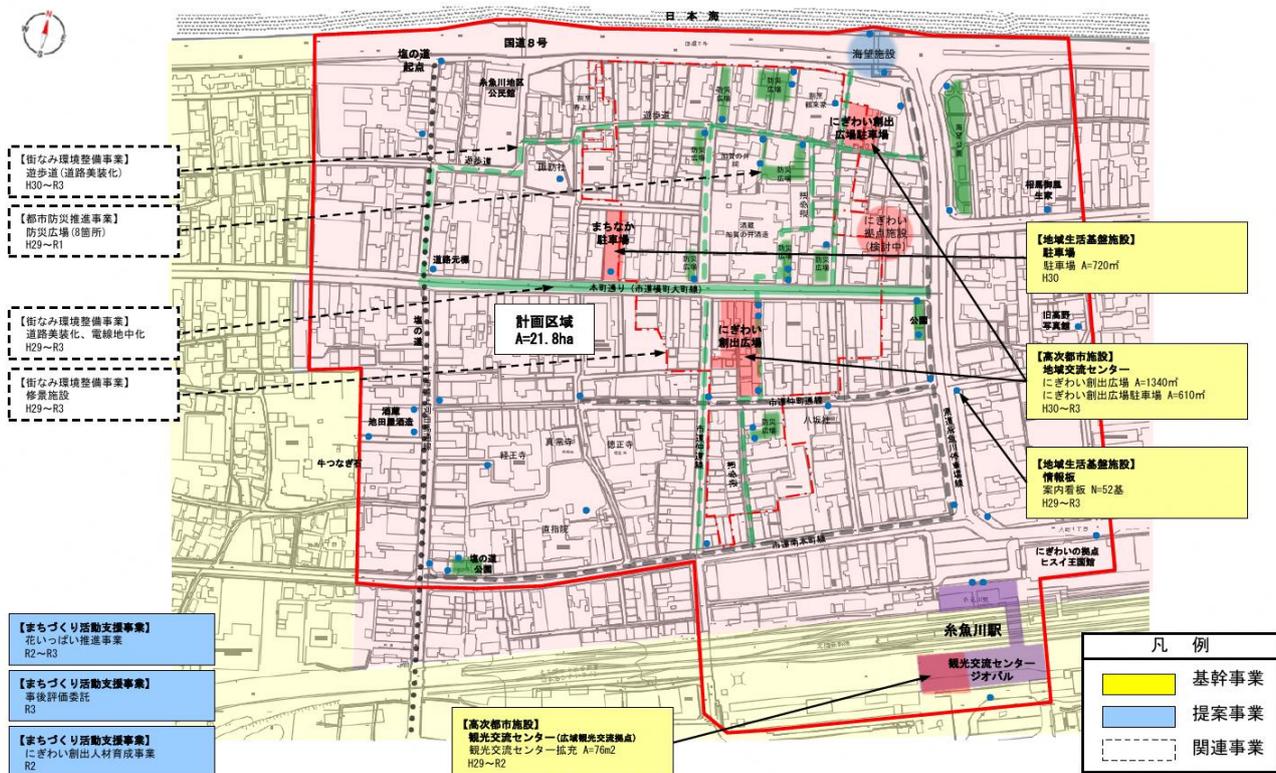
目標

“復興からの糸魚川駅北地区のにぎわいづくり”

計画区域の整備方針

- 目標1：回遊性を高めることによりまちなか全体を歩いて楽しめるにぎわいの創出を目指す**
 大火からの復興まちづくりの推進により、雁木や街なみが再生する本町通り（加賀街道）や、古道「塩の道」の起点である白馬通り（松本街道）等に点在する建造物等の歴史的資産を有機的につなぐことにより回遊性を高め、多くの来街者にまちなか全体を歩いて楽しめるにぎわいの創出を目指す。
 まちなかに人が出歩くことで、現在の街の保全だけではなく新たな魅力の発見や創造につながることを期待している。
- 目標2：市内外からの誘客を図るため、既存施設の拡充や、にぎわいを創出する広場など施設の整備を図る**
 北陸新幹線の日本海側の玄関口であるとともに在来線・3セク路線の結節点である糸魚川駅や北陸自動車道や国道8号等の広域交通の結節点であり、歴史的旧街道の結節点でもある中心市街地の立地特性を活用し、市内外からの誘客を図るためにぎわいを創出する施設の新規・拡充整備を図る。
 街なかに新設するにぎわい創出広場と糸魚川駅に隣接して拡充する既存施設が共通のテーマを持ち連携することにより、互いに相乗効果を発揮して地域の活性化につながることを期待できる。
- 目標3：若者や子供世代が訪れたいような施設整備と運営企画を目指し、ヒトづくりとマチづくりの「交流の場づくり」を図る**
 地元市民、特に若者や子供世代が訪れたいような施設整備と運営企画を目指し、利用者が中心となってヒトづくりとマチづくりの「交流の場づくり」を図る。
 交流の場を利用して自らまちの活動に関わることにより、地域に根ざした人材の育成とまちの維持を期待している。

■ 糸魚川駅北地区 整備方針概要図



バリアフリー関連の主な方針	
基本目標③ 安全・安心に 暮らせる 地域づくり	■生活環境の整備 【行政の取組】 公共建築物をはじめ、民間の建築物や公共交通機関についても事業者の理解と協力を得ながら、障がい者や高齢者等に配慮したバリアフリー化やユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。

バリアフリー関連の主な方針	
基本目標2 地域包括ケアシ ステム構築を進 める地域づくり の推進	■生活支援体制整備事業の推進 【地域の支え合い活動の推進】 地区自治会などと連携しながら、生活支援体制整備事業の取組に関して、住民への普及啓発を図るとともに、住民が参加しやすい活動や体制を検討し、整備します。高齢者の課題に対し、地域独自の生活支援サービスの展開を支援します。 【高齢者人材の活用】 高齢者にボランティアという形で地域や社会に関わっていく「生きがいくくり」の活動を普及啓発し、自立生活サポーターなどが活躍できる仕組みづくりを進めます。
基本目標4 日常生活を支援 する体制の整備	■生活を支援するサービスの充実 【安否確認・地域の見守り体制の充実】 民間事業所の協力のもと、地域の高齢者や支援が必要な人を緩やかに見守り、また、既存の見守り実施団体とも連携し、地域全体をネットワーク化することにより支援体制の充実を図ります。

1-3-9 糸魚川市ささえあいプラン

(第6期糸魚川市障害者計画・障害福祉計画第2期糸魚川市障害児福祉計画)

(令和3年度～令和5年度)

バリアフリー関連の主な方針	
施策の柱 ⑤安心して暮らせる場づくり	<p>■人にやさしいまちづくり 【ハード面のバリアフリー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共事業による建築物の新設や歩道等の改修を行う際には、事前に障害者団体等からの意見聴取を行う中で、障害のある人でも自由に安全に利用できるようなユニバーサルデザインを推進します。 ・障害者への合理的配慮を行った民間事業所に対して助成を行います。 ・公共施設を新設するときには、障害者用トイレにあわせ、オストメイト対応トイレの設置に努めます。
施策の柱 ⑥啓発と理解の促進	<p>■子どもころからの障害者理解 【学校における福祉教育の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者が学校へ出向いて視覚障害や聴覚障害など、障害者と直接ふれあう「こころのバリアフリー教育」を計画的に進め、子どもころからの障害理解を推進します。 ・社会福祉協議会で指定している「社会福祉研究普及校」と連携し、より充実した福祉教育を行います。 <p>【特別支援学校との交流】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校との交流による福祉学習を実施し、早期段階において、障害のある人への理解の普及に努めます。
	<p>■まちぐるみのバリアフリーの推進 【こころのバリアフリー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害への関心のあるなしに関わらず、企業などに対して「こころのバリアフリー教育」を提案し、障害について理解を深めるように努めます。 ・「バリアフリー教育」を受講した方に「バリアフリー認定証(仮)」を発行し、市民ぐるみの理解に結び付けます。 ・障害者への合理的配慮を行った民間事業所に対して助成を行います。 <p>【広報等による住民の理解・啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の「広報いといがわ」や社会福祉協議会の「いといがわ社協だより」などに障害者福祉の情報の提供を行い、住民への理解・啓発を推進します。 ・民間団体の広報紙やホームページなどでも障害の情報掲載を依頼し、啓発に努めます。 <p>【イベント等による啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在行っているイベントを積極的に行います。 ・美術、工芸など普段から制作している作品の展示を積極的に行います。 ・福祉関係イベントや民間のイベントに参加し、障害者団体や事業所の活動を周知し、啓発に努めます。 ・障害福祉に関心をもってもらえるような講演会等の開催を行います。 <p>【福祉事業所が連携した啓発の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉事業所の職員が連携して、障害者への理解を深める取組を行い、地域で生活する障害者が生活しやすい環境づくりを進めます。

公共施設等の総合かつ計画的な管理に関する基本的な方針

公共施設等の
管理に関する
基本方針及び
実施方針

当市は、全国の自治体と同様に「老朽化する公共施設等の更新費用」を「減少していく財源」で賄わなければならないという、相反する難しい局面にあります。

しかし、人口減少や少子高齢化は社会様態の変化であり、見方を変えれば「改革の時期」、「新たな公共サービスへ移行するチャンス」と言えます。

次の世代に過度の負担とならず、将来にわたり持続可能なまちを目指すためには、市民と行政が協働して公共施設等の更新問題に取り組む必要があります、これまでの単体的な公共施設等の整備方法から、今後は、中長期的な視点で横断的に公共施設等を再構築する「全体最適化」の考え方に転換し、総合かつ計画的に管理していきます。

そこで、当市の現状と課題を踏まえ、現在の公共サービスの水準を維持しつつ、社会情勢の変化にあった公共施設等のあり方と適正配置の考え方について、4つの基本方針とそれに対する具体的な実施方針を定めます。

また、この指針は、今後のまちづくりや市民に提供する行政サービスに影響を及ぼすものであることから、実効性を確保するため、公共施設等全体の適正配置を進める上での目標を設定します。

基本方針 1	社会情勢の変化に応じた適正配置を進める！
基本方針 2	マネジメントによる効率的・効果的な管理を行う！
基本方針 3	長寿命化を図る！
基本方針 4	財政負担を軽減・平準化する！

バリアフリー関連の主な方針

基本方針 3
長寿命化を
図る！

■ 市民の利便性に配慮した施設機能を確保する。

今後も継続して使用していく公共施設等については、修繕等の保全対策を図るとともに、市民が安心して利用できるよう、防災機能の強化、ユニバーサルデザインやバリアフリー化の推進、環境に配慮した取組など、市民の利便性に配慮した施設機能の確保、向上を図るよう維持管理していきます。

点検・診断等の結果、危険性が高いと認められた公共施設等は、危険の除去を早期に行い、安全を確保します。

